

# 東京電機大学同窓会 会則

## 第1章 名称及び事務所所在地

(名称)

**第1条** 本会は、東京電機大学同窓会と称する。

(事務所)

**第2条** 本会は、本部を東京都足立区千住旭町5番東京電機大学校友会内に置く。

## 第2章 目的

(目的)

**第3条** 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と母校との連繫を緊密にし、東京電機大学の事業遂行並びに発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 会員

(構成員)

**第4条** 本会の会員を分けて正会員、在学会員、特別会員とする。

2 正会員は、東京電機大学大学院、東京電機大学、東京電機大学短期大学及び電機工業専門学校（以下「大学院」、「大学」、「短大」、「工専」と略称する）の卒業生とする。

3 在学会員は、大学院・大学の在學生とする。

4 特別会員は、東京電機大学教職員及び本会に特に功労あるもので幹事会の承認を得たものとする。

(議決権等)

**第5条** 正会員が東京電機大学同窓会総会の構成員となり1個の議決権、選挙権及び被選挙権を有する。

2 在学会員及び特別会員は議決権、選挙権、被選挙権を有しない。

## 第4章 役員等

(役員等の構成)

**第6条** 本会の構成は、以下とする。

2 名誉会長1名

3 役員として、会長1名、副会長3名、会計2名

4 幹事40名以内（うち会長1名、副会長3名、会計2名）

5 会計監査2名

6 顧問及び参与若干名

(役員等の選任)

**第7条** 名誉会長には東京電機大学学長を推戴する。

2 会長、副会長、会計及び会計監査は幹事より総会において選出する。

3 顧問は、会の運営に寄与した幹事の経験者で会長が推薦し、幹事会の承認を得るものとする。

4 参与は、原則として会長の経験者で、幹事会の承認を得るものとする。

5 幹事は、会長が会員より推薦を受け、幹事会の承認を得るものとする。

(役員等の職務)

**第8条** 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長の任務を補佐する。

3 名誉会長、顧問及び参与は会長の諮問に応え、会の運営に参画する。

4 会計は、本会の会計を担当する。但し、本会の会計は校友会の会計の一部を構成するため、校友会事務局と連携して担当するものとする。

5 会計監査は、本会の会計を監査する。

6 幹事は、会務を分担し、本会の運営にあたる。

(役員等の任期)

**第9条** 役員の前任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じ、会務に支障のあるときは、第7条の規定に従い、必要に応じてこれを補充することができる。但し、その任期は、前任者の残任期間とする。

2 参与の前任期は定めない。顧問の前任期は2年とし、原則2期までとする。

3 幹事及び会計監査の前任期は2年とし、再任を妨げない。幹事は、第7条の規定に従い必要に応じてこれを補充することができる。但し、その任期は他の幹事の前任期と同一とする。

## 第5章 会議

(会議の種類)

**第10条** 会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

(総会)

**第11条** 定時総会は毎年1回会長が招集し、本会の事業報告、収支決算及び会計監査の報告、事業計画案及び予算案並びに役員選出の議決を行う。

2 総会の議長は出席者から選出する。

3 総会で議決され報告された事項については、校友会理事会に遅滞なく報告する。

(役員会)

**第12条** 役員会は、役員により構成し、会長が招集する。

(幹事会)

**第13条** 幹事会は役員、幹事及び会計監査により構成し、必要に応じて会長が招集する。

(議決)

**第14条** 総会、幹事会及び役員会は出席人員を以って成立しその議決は出席人員の過半数をもって成立する。ただし、会則の改正等についての議決は、出席人員の3分の2以上の賛成をもって成立する。

## 第6章 委員会

(委員会)

**第15条** 本会の事業遂行上必要があるときは、会長は各種委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は会長が選出し、幹事会の承認を得るものとする。
- 3 当該委員会を開催した際は、会長にその結果を報告するものとする。

## 第7章 会計

(経費)

**第16条** 本会の活動費用に充てるための経費は、校友会から交付された資金をもって充当する。

- 2 諸会合に要する経費は、その実費を会員から徴収することができる。

(事業年度)

**第17条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

## 第8章 会則の改正及び委任

(改正)

**第18条** 本会則の改正は、総会の議決を要する。

(委任)

**第19条** この会則施行についての細則は、幹事会の議決をへて別に定める。

## 附 則

昭和27年3月29日設立制定  
昭和51年4月20日会則改正  
昭和52年4月23日一部変更  
昭和54年4月21日一部変更  
昭和56年4月18日一部変更  
昭和57年4月24日一部変更  
平成元年4月15日会則改正  
平成5年4月17日一部変更  
平成18年4月8日会則改正  
平成24年5月12日一部変更  
平成25年4月20日会則改正  
平成28年4月23日一部削除  
平成28年11月21日一部削除  
令和2年6月6日一部変更